

★店舗や社屋、ビルなど

非住宅建築物の木造化を支援します

令和5年度

補助金の募集のご案内

募集期間：【1次】 令和5年3月17日(金)～5月18日(木)

【2次】 令和5年6月9日(金)～8月10日(木)

補助上限額：100万円〔CLT：200万円〕

採択件数：1次：3件程度

2次：1次募集の採択状況により決定し、2次募集時に公表します。

※申請者の中から審査により採択者を決定します

山口県は、山口県の木を使って店舗や社屋などの非住宅建築物の建築に先駆的に取り組む、意欲ある施主(建築主)の方を本補助金で支援します。

補助金の活用を希望される方は、公募要領等をご確認の上、関係書類を提出してください。

木材は断熱性、調湿性に優れ、衝撃を緩和する効果などの性質を有するほか、木材で創出される空間は、人の健康面や心理面においても良い影響をもたらす、作業効率の向上等の効果が期待されます。

また、木材は利用するために伐採した後、再び植えて育てていくことにより、循環利用できる環境にやさしい資源で、適正な木材利用は脱炭素社会の実現に貢献します。



【お問合せ先・申請書等提出先】
山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課
山口市滝町1-1(山口県庁9階)
電話 083-933-3395



☎ 補助要件等の詳細は、必ずHPでご確認ください 🖱
<https://cms.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/102/199479.html>

補助対象となる建築物

山口県と「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した建築業者が建築、若しくは「やまぐち建築物木造化推進協定」を締結した建築設計事務所が設計し県内の建築業者が建築した、店舗や社屋などの木造非住宅建築物で、以下の（１）又は（２）の条件を満たし、かつ（３）を満たす建築物とします。

- （１）延床面積が原則 120㎡以上で、①及び②の条件を満たすもの
 - ① 使用する木材のうち、下地材を加えた県産木材の使用割合が原則、90%以上
 - ② 構造材における木材のうち、県産木材を使用した JAS 認証木材又は優良県産木材、若しくはその合計の割合が原則、60%以上
- （２）県産木材使用量が 50 m³以上
- （３）交付決定時に木材の発注を行っておらず、かつ令和 6 年 2 月末までに上棟見込みのもの

補助対象経費

補助対象経費は、以下のとおりとし、交付決定以前に建築業者から木材納入業者等に発注、支払いが行われていない経費とします。

- （１）県産木材の購入に要する経費（購入代金、引き取り運賃、保管料等）
- （２）県産木材の加工に要する経費（プレカット経費、現地加工費等）
- （３）（１）、（２）の経費以外に、県産木材を利用することで生じる非木造建築物との建築工事費の差額（掛かり増し費用相当額：設計や施工、防耐火に要する経費等）

※本補助金は、国等の他の補助金との併用が可能です。

補助金額

○ 1 棟当たり 100 万円

※県産木材を使用した CLT を構造材の原則、60%以上使用した建築物については、200 万円